

国際芸術センター青森

＜施設利用の手引き＞

1 貸出施設

棟	施設名	面積	定員	用途
展示棟	ギャラリーA	512 m ²	300 人	作品展示や企画展など
	ギャラリーB	87 m ²	20 人	
	AVルーム	43 m ²	24 人	映像作品や映像資料の上映など
	屋外ステージ	170 m ²	300 人	野外作品の展示、パフォーマンス、コンサートなど
創作棟	木エスタジオ	133 m ²	5 人	木工機器を使った作品創作など
	ワークショップスタジオ (3 区画)	324 m ²	1 区画 10 人	絵画やワークショップなど
	銅版画スタジオ	63 m ²	2 人	銅版画制作
	AVスタジオ	35 m ²	4 人	映像、音響機器を使った作品創作など
	写真スタジオ	31 m ²	2 人	モノクロの写真の現像とプリント
	講義室	82 m ²	40 人	ワークショップ、打ち合わせなど
宿泊棟	宿泊室(1 人用)	19 m ²	1 人	創作活動を行う滞在者の宿泊施設 (シングル 8 室、ツイン 2 室)
	宿泊室(2 人用)	27 m ²	2 人	

2 貸出期間

アーティスト・イン・レジデンス事業等の当センター自主事業に係る施設使用期間以外の期間とします。なお、展示棟の屋外ステージの冬期間の(12月～3月)の貸し出しは行いません。また、センターの自主事業のスケジュール変更により貸出施設が使えなくなる場合がありますので、空き状況を事務に確認していただきますようお願いいたします。

申込受付は施設使用日の3月前から7日前までとし、午前9時から午後5時30分(休館日を除く。)までとします。

3 開館時間及び休館日

① 開館時間

午前9時～午後10時(宿泊棟のチェックインは午後3時から、チェックアウトは午前10時まで)

② 休館日

年末年始及び大学入学試験に係る日程

4 貸出対象者

- ① 創作活動を目的とする者(個人/団体)
- ② 芸術文化の振興に資する活動を行うもの(興行を含む)
- ③ その他理事長が特別に認めるもの

5 使用申込受付、承認

① 使用申込み

施設の使用希望者は所定の「国際芸術センター青森使用承認申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し提出していただきます。

併せて、創作活動の向上を図る観点から、創作活動の一環としての作品公開や説明会等を含む創作計画あるいは展示計画(様式任意)を提出していただきます。

② 申込み内容の確認

①の使用承認申請書、創作・展示計画書を受付後、その内容等について、1)アドバイスを必要とする部分がないかどうか、2)使用希望施設と創作内容が合致しているかどうか、3)使用者自身が希望機器等を操作できるかどうかなどを確認させていただきます。この場合、必要に応じて申請者に来館していただき説明を求めることがあります。

③ 使用の承認

②の申込み内容等の確認後、使用を承認するときは、使用承認書を交付します。

6 施設使用料

使用の承認を受けたものは、施設使用料および備品使用料を前納しなければなりません。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。

※使用料一覧表参照

7 使用期間の制限

施設を連続して使用できる期間は、次に定めるとおりとします。ただし、申請内容等に応じ使用期間の延長を認める場合があります。

- ① 宿泊棟の宿泊室および創作棟の各部屋 1か月以内
- ② その他の施設 14日以内

8 留意事項

(1) 貸出条件

- ① 使用者は申込者本人とします。ただし、複数人数での使用を前提とした申込みの場合は、申込者本人以外でも委任状があれば可能とします。
- ② 宿泊施設の利用者は創作活動を前提とした方であって、観光目的等の単なる宿泊施設としての使用は認めません。
- ③ 機械・器具、薬剤等の使用にあたっては、使用前に職員が使用上の注意事項等を説明しますが、資格を必要とする特殊機械・器具、薬剤等の使用にあたっては、使用者において該当する資格を有する方を確保するか、センターの技術担当が対応可能な日時に調整していただくことがあります。(※資格が必要な事例 ・木工機器を使用する場合⇒木工加工用

機械作業主任者 ・溶接機器を使用する場合⇒ガス溶接技能講習修了証、アーク溶接特別講習修了証 ・16mm映写機を使用する場合⇒16mm映写機操作技術講習修了証)

④ 施設使用料は前納とし、使用料金の納入がない場合、使用承認を取り消す場合があります。

⑤ 使用承認を受けた者は、施設の使用にあたり、当該使用承認書を常時携帯していただきます。

⑥ 創作活動に必要な材料は使用者において準備していただきます。

(2) 使用承認事項の変更および取りやめ

使用者は使用承認された事項を変更しようとするときは、別に定める「国

際芸術センター青森使用承認変更申請書(様式第6号)」を提出し、承認を得なければなりません。

また、使用を取りやめようとするときは、別に定める「国際芸術センター青森使用取りやめ届け(様式第7号)」を提出し、承認を得なければなりません。

(3) 使用料の還付

納付した使用料は原則としてお返ししないこととしておりますが、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部または一部を還付いたします。

この場合、使用料の還付を受けようとする方は、別に定める「国際芸術センター青森使用料還付申請書(様式第2号)」を提出し、承認を得なければなりません。

還付する額は使用者の責めに帰すことができない場合は使用料の全額、使用日の30日前までに使用の取りやめの届出があった場合は基本使用料の7割と基本使用料以外の使用料の額、使用日の7日前までに使用の取りやめの届出があった場合は基本使用料以外の使用料の額とします。

(4) 使用料の減免

使用料に関し、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができます。

使用料の減免を受けようとする方は、別に定める「国際芸術センター青森使用料減免申請書(様式第3号)」を提出し、承認を得なければなりません。

(5) 使用承認の取り消し等

使用の承認を受けた方又は使用の承認を受けようとする方が、以下に該当するときは、使用の承認を拒み、または使用の承認を取り消し、若しくは使用を制限することがあります。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- ② 他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はおそれがあると認めるとき。
- ③ 施設又は物品を損傷し、もしくは汚損し、又はおそれがあると認めるとき。
- ④ 詐欺その他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- ⑤ その他センターの管理運営上支障があると認めるとき。
- ⑥ 上記事項において、使用者に損害があっても、理事長はその責めを負わない。

(6) 特殊物件の搬入

使用者は、センターの使用にあたって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。

当該承認の申請は、別に定める「国際芸術センター青森特別設備承認申請書(様式第4号)」により提出していただきます。

(7) 目的外使用等の禁止

使用者は、承認を受けた目的外に使用し、またはその権利を他に譲渡し、または転貸してはなりません。

(8) 損害賠償

使用者は、その使用により施設又は物品を損傷し、汚損し、又は紛失

したときは、その損害を賠償しなければなりません。ただし、特にやむを得ないと認めるときは、この限りではありません。

なお、センターの建物、附属設備又は備品類を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、別に定める「国際芸術センター青森損傷等届(様式第8号)」により届け出て、その指示を受けていただきます。

(9) 原状回復

使用者は、施設または物品の使用を終了したとき、または使用の承認を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、速やかにその使用に係る施設又は物品を現状に復さなければなりません。ただし、特にやむを得ないと認めるときは、この限りではありません。

また、使用者は承認を受けた施設または物品の使用を終了したときは、速やかに職員にその旨を申し出て、点検を受けていただきます。

なお、使用者が原状回復の義務を履行しないときは、理事長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収します。

(10) 使用者の遵守事項

- ① 各施設の定員を超えて入場させないこと。
- ② あらかじめ指定した時間及び場所以外で飲食又は喫煙させないこと。
- ③ 承認を受けた者のほか、センター内で物品の販売、金品の寄附又は募集等の行為をさせないこと。
- ④ 承認なく特別な設備を設置しないこと。
- ⑤ 使用に係る秩序保持並びに安全管理のため、責任者を置き、必要に応じ整理員を置くこと。
- ⑥ センターの清潔を保つこと。
- ⑦ その他センターの職員の指示に従うこと。

(11) 入場者の遵守事項

- ① 指定の場所及び場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- ② センターの清潔を保つこと。
- ③ 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。
- ④ 指定の場所以外に出入りしないこと。
- ⑤ その他センター職員の指示に従うこと。

(12) 入場の制限

以下に該当すると認める者に対して、センターへの入場を拒否し、又は退去を命ずることがあります。

- ① 公の秩序を乱し、または善良な風紀を乱し、または乱すおそれがあると認める者。
- ② 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品または動物を携帯する者。
- ③ 施設等を毀損し、または滅却するおそれがあると認める者。
- ④ その他施設の管理上支障があると認められた者。
- ⑤ 職員の指示に違反した者。

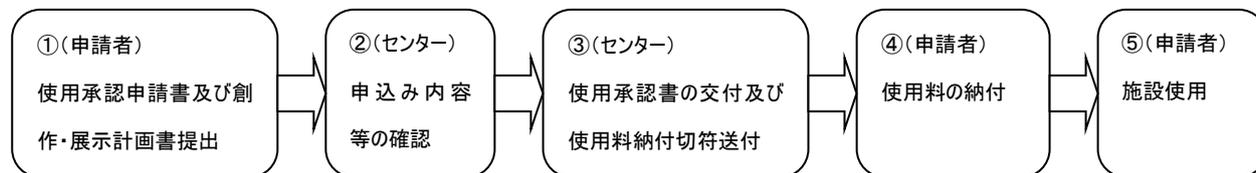
(13) 管理上の立入り

使用者は職員が、管理上必要のために立入るとき、これを拒めません。

(14) その他

その他必要な事項は、別に定めます。

<施設ご利用の流れ>



<使用料一覧表>

○基本使用料 (単位：円)

		時間貸し使用料(1時間につき)			通し貸し使用料
		午前	午後	夜間	全日
		9時-13時	13時-18時	18時-22時	9時-22時
ギャラリーA		2,550	2,860	3,770	29,750
ギャラリーB		410	510	620	4,690
AVルーム		210	260	310	2,350
屋外ステージ		1,630	1,840	2,450	19,050
木エスタジオ	個人使用 (1人につき)	110	160	210	1,130
	貸切使用	510	770	1,020	5,610
ワークショップスタジオ(1区画)	個人使用 (1人につき)	110	160	210	1,130
	貸切使用	1,020	1,530	2,040	11,210
銅版画スタジオ	個人使用 (1人につき)	110	160	210	1,130
	貸切使用	210	310	410	2,250
AVスタジオ	個人使用 (1人につき)	110	160	210	1,130
	貸切使用	410	620	820	4,490
写真スタジオ	個人使用 (1人につき)	110	160	210	1,130
	貸切使用	210	310	410	2,250
講義室	個人使用 (1人につき)	110	160	210	1,130
	貸切使用	210	310	410	2,250
宿泊室(一人用)		1日につき 2,040円			
宿泊室(二人用)		1日につき 3,060円 (ただし、一人で使用するときは 2,040円)			
<備考>					
1 入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料の5割増しの額(以下「割増使用料」という。)とします。					
2 営利を目的とする場合の使用料は、入場料を徴収しない場合にあつては基本使用料の3倍の額とし、入場料を徴収する場合にあつては割増使用料の3倍の額とします。					
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなします。					
4 使用のための準備および原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとします。					
5 入場料を徴収する場合の入場料とは、入場料、会費、その他いかなる名義をもってするを問わずセンターに入館するものからの使用者が徴収する金銭または使用者が発行する入場券をいいます。					
6 宿泊室を連続して8日以上使用した場合の使用料は、第8日目から第14日目までの期間については、基本使用料に100分の70を乗じて得た額とし、第15日目以降の期間については基本使用料に100分の50を乗じて得た額とします。					

○備品使用料 (単位：円)

分類	品名	単位	使用料	
映像編集	ダビングシステム	一式	2,040	
	リニア編集システム	一式	5,100	
	ノンリニア編集システム	一式	5,100	
	音響システム	一式	2,040	
	コンピュータ音響システム	一式	2,040	
	可搬型音響システム	一式	2,040	
映像	映像試写システム	一式	3,060	
	35mmスライド映写機	1台	1,020	
	16mm映写機	1台	2,040	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	620	
イベント	液晶プロジェクター	1台	2,040	
	イベント用音響システム	一式	2,040	
	イベント用音声マイク	1本	620	
	イベント用ワイヤレスマイク	1本	620	
	イベント用ピンマイク	1本	620	
	ガンマイク	1本	620	
	インターカムシステム	一式	620	
	イベント用調光システム	一式	2,040	
	Qスポットライト	1台	310	
	バーライト	1台	310	
	エリプソイドライト	1台	310	
	ローホリゾンライト	1台	310	
	リノリウムマット	一式	2,040	
	立鏡	一式	310	
	移動用スクリーン	1台	310	
	照明用イントレ	1台	1,020	
	グランドピアノ	1基	5,100	
	銅版画	大型特殊プレス機	1台	5,100
		B全プレス機	1台	1,020
	石彫	カッタ	1台	310
石材ポリッシャー		1台	310	
ハンマードリル		1台	310	
ダイヤモンドコアドリル		1台	310	
エアコンプレッサ		1台	310	
モデリング	回転器付制作台	1台	310	
製図	製図機械	一式	510	
木工	木工機器	一式	3,060	
	グラフィック	エアブラシ	1台	310
		ミニコンプレッサ	1台	310
ピースコンビ		1台	310	
写真	カメラ(35mm)	1台	510	
	デジタルカメラ	1台	510	
	白黒引伸機	一式	1,020	
	白黒自動現像乾燥機	一式	1,020	